

東京都がん登録審議会要綱

平成31年 3月22日 30福保保健第1046号
一部改正 令和 5年 8月18日 5 保医保健第 151 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都がん登録審議会規則（平成31年東京都規則第 105号）第6条の規定に基づき、東京都がん登録審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第3条 審議会は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自ら又は自らが所属する機関等に関する議事に参加することはできない。ただし、会長が必要と認めた場合にあつては、議事に参加することができる。
- 6 審議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(議事の特例)

第4条 会長は、緊急その他やむを得ない事情があると認める場合、文書その他の方法により審議会の議事を行うことができる。議事の内容から合理的に判断して、審議会を招集して審議する必要がないと認める場合も同様とする。

- 2 前項の場合においては、会長は、その議事について、次に招集する審議会に報告しなければならない。

(会議の非公開)

第5条 審議会の会議は、知的財産権及び個人情報保護等の観点から、原則として非公開とする。ただし、会長が公開することが適当であると認める事案については、この限りではない。

- 2 会長は、前項ただし書により会議を公開する場合において、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健医療局保健政策部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（5 保医保健第 151号）

この要綱は、令和5年8月18日から施行し、同年7月1日から適用する。